

5 資料

① 下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）

（目的）

第一条 この法律は、下請代金の支払遅延等を防止することによつて、親事業者の下請事業者に対する取引を公正ならしめるとともに、下請事業者の利益を保護し、もつて国民経済の健全な発達に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律で「製造委託」とは、事業者が業として行う販売若しくは業として請け負う製造（加工を含む。以下同じ。）の目的物たる物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料若しくはこれらの製造に用いる金型又は業として行う物品の修理に必要な部品若しくは原材料の製造を他の事業者に委託すること及び事業者がその使用し又は消費する物品の製造を業として行う場合にその物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料又はこれらの製造に用いる金型の製造を他の事業者に委託することをいう。

2 この法律で「修理委託」とは、事業者が業として請け負う物品の修理の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること及び事業者がその使用する物品の修理を業として行う場合にその修理の行為の一部を他の事業者に委託することをいう。

3 この法律で「情報成果物作成委託」とは、事業者が業として行う提供若しくは業として請け負う作成の目的たる情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること及び事業者がその使用する情報成果物の作成を業として行う場合にその情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者に委託することをいう。

4 この法律で「役務提供委託」とは、事業者が業として行う提供の目的たる役務の提供の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること（建設業（建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第二項に規定する建設業をいう。以下この項において同じ。）を営む者が業として請け負う建設工事（同条第一項に規定する建設工事をいう。）の全部又は一部を他の建設業を営む者に請け負わせることを除く。）をいう。

5 この法律で「製造委託等」とは、製造委託、修理委託、情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。

6 この法律で「情報成果物」とは、次に掲げるものをいう。

一 プログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。）

二 映画、放送番組その他影像又は音声その他の音響により構成されるもの

三 文字、図形若しくは記号若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合により構成されるもの

四 前三号に掲げるもののほか、これらに類するもので政令で定めるもの

7 この法律で「親事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円を超える法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）第十四条に規定する者を除く。）であつて、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が三億円以下の法人たる事業者に対し製造委託等（情報成果物作成委託及び役務提供委託にあつては、それぞれ政令で定める情報成果物及び役務に係るものに限る。次号並びに次項第一号及び第二号において同じ。）をするもの
 - 二 資本金の額又は出資の総額が千万円を超え三億円以下の法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律第十四条に規定する者を除く。）であつて、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が千万円以下の法人たる事業者に対し製造委託等をするもの
 - 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円を超える法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律第十四条に規定する者を除く。）であつて、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が五千万円以下の法人たる事業者に対し情報成果物作成委託又は役務提供委託（それぞれ第一号の政令で定める情報成果物又は役務に係るものを除く。次号並びに次項第三号及び第四号において同じ。）をするもの
 - 四 資本金の額又は出資の総額が千万円を超え五千万円以下の法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律第十四条に規定する者を除く。）であつて、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が千万円以下の法人たる事業者に対し情報成果物作成委託又は役務提供委託をするもの
- 8 この法律で「下請事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
- 一 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が三億円以下の法人たる事業者であつて、前項第一号に規定する親事業者から製造委託等を受けるもの
 - 二 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が千万円以下の法人たる事業者であつて、前項第二号に規定する親事業者から製造委託等を受けるもの
 - 三 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が五千万円以下の法人たる事業者であつて、前項第三号に規定する親事業者から情報成果物作成委託又は役務提供委託を受けるもの
 - 四 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が千万円以下の法人たる事業者であつて、前項第四号に規定する親事業者から情報成果物作成委託又は役務提供委託を受けるもの
- 9 資本金の額又は出資の総額が千万円を超える法人たる事業者から役員の任免、業務の執行又は存立について支配を受け、かつ、その事業者から製造委託等を受ける法人たる事業者が、その製造委託等に係る製造、修理、作成又は提供の行為の全部又は相当部分について再委託をする場合（第七項第一号又は第二号に該当する者がそれぞれ前項第一号又は第二号に該当する者に対し製造委託等をする場合及び第七項第三号又は第四号に該当する者がそれぞれ前項第三号又は第四号に該当する者に対し情報成果物作成委託又は役務提供委託をする場合を除く。）において、再委託を受ける事業者が、役員の任免、業務の執行又は存立について支配をし、かつ、製造委託等をする当該事業者から直接製造委託等を受けるものとするば前項各号のいずれかに該当することとなる事業者であるときは、この法律の適用については、再委託をする事業者は親事業者と、再委託を受ける事業者は下請事業者とみなす。
- 10 この法律で「下請代金」とは、親事業者が製造委託等をした場合に下請事業者の給付（役務提供委託をした場合にあつては、役務の提供。以下同じ。）に対し支払うべき代金をいう。

(下請代金の支払期日)

第二条の二 下請代金の支払期日は、親事業者が下請事業者の給付の内容について検査をす
るかどうかを問わず、親事業者が下請事業者の給付を受領した日(役務提供委託の場合は、
下請事業者がその委託を受けた役務の提供をした日。次項において同じ。)から起算して、
六十日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において、定められなければならない。

2 下請代金の支払期日が定められなかつたときは親事業者が下請事業者の給付を受領した
日が、前項の規定に違反して下請代金の支払期日が定められたときは親事業者が下請事業
者の給付を受領した日から起算して六十日を経過した日の前日が下請代金の支払期日と定
められたものとみなす。

(書面の交付等)

第三条 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、直ちに、公正取引委員会
規則で定めるところにより下請事業者の給付の内容、下請代金の額、支払期日及び支払方
法その他の事項を記載した書面を下請事業者に交付しなければならない。ただし、これら
の事項のうちその内容が定められないことにつき正当な理由があるものについては、その
記載を要しないものとし、この場合には、親事業者は、当該事項の内容が定められた後直
ちに、当該事項を記載した書面を下請事業者に交付しなければならない。

2 親事業者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該
下請事業者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法
その他の情報通信の技術を利用する方法であつて公正取引委員会規則で定めるものにより
提供することができる。この場合において、当該親事業者は、当該書面を交付したものと
みなす。

(親事業者の遵守事項)

第四条 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号(役務提供委託
をした場合にあつては、第一号及び第四号を除く。)に掲げる行為をしてはならない。

- 一 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付の受領を拒むこと。
- 二 下請代金をその支払期日の経過後なお支払わないこと。
- 三 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減ずること。
- 四 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付を受領した後、下請事
業者にその給付に係る物を引き取らせること。
- 五 下請事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比
し著しく低い下請代金の額を不当に定めること。
- 六 下請事業者の給付の内容を均質にし又はその改善を図るため必要がある場合その他正
当な理由がある場合を除き、自己の指定する物を強制して購入させ、又は役務を強制し
て利用させること。

七 親事業者が第一号若しくは第二号に掲げる行為をしている場合若しくは第三号から前号までに掲げる行為をした場合又は親事業者について次項各号の一に該当する事実があると認められる場合に下請事業者が公正取引委員会又は中小企業庁長官に対しその事実を知らせたことを理由として、取引の数量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱いをすること。

2 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号（役務提供委託をした場合にあつては、第一号を除く。）に掲げる行為をすることによつて、下請事業者の利益を不当に害してはならない。

一 自己に対する給付に必要な半製品、部品、附属品又は原材料（以下「原材料等」という。）を自己から購入させた場合に、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、当該原材料等を用いる給付に対する下請代金の支払期日より早い時期に、支払うべき下請代金の額から当該原材料等の対価の全部若しくは一部を控除し、又は当該原材料等の対価の全部若しくは一部を支払わせること。

二 下請代金の支払につき、当該下請代金の支払期日までに一般の金融機関（預金又は貯金の受入れ及び資金の融通を業とする者をいう。）による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付すること。

三 自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。

四 下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付の内容を変更させ、又は下請事業者の給付を受領した後に（役務提供委託の場合は、下請事業者がその委託を受けた役務の提供をした後に）給付をやり直させること。

（遅延利息）

第四条の二 親事業者は、下請代金の支払期日までに下請代金を支払わなかつたときは、下請事業者に対し、下請事業者の給付を受領した日（役務提供委託の場合は、下請事業者がその委託を受けた役務の提供をした日）から起算して六十日を経過した日から支払をする日までの期間について、その日数に応じ、当該未払金額に公正取引委員会規則で定める率を乗じて得た金額を遅延利息として支払わなければならない。

（書類等の作成及び保存）

第五条 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、公正取引委員会規則で定めるところにより、下請事業者の給付、給付の受領（役務提供委託をした場合にあつては、下請事業者がした役務を提供する行為の実施）、下請代金の支払その他の事項について記載し又は記録した書類又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を作成し、これを保存しなければならない。

（中小企業庁長官の請求）

第六条 中小企業庁長官は、親事業者が第四条第一項第一号、第二号若しくは第七号に掲げる行為をしているかどうか若しくは同項第三号から第六号までに掲げる行為をしたかどうか

か又は親事業者について同条第二項各号の一に該当する事実があるかどうかを調査し、その事実があると認めるときは、公正取引委員会に対し、この法律の規定に従い適当な措置をとるべきことを求めることができる。

(勧告)

第七条 公正取引委員会は、親事業者が第四条第一項第一号、第二号又は第七号に掲げる行為をしていると認めるときは、その親事業者に対し、速やかにその下請事業者の給付を受領し、その下請代金若しくはその下請代金及び第四条の二の規定による遅延利息を支払い、又はその不利益な取扱いをやめるべきことその他必要な措置をとるべきことを勧告するものとする。

2 公正取引委員会は、親事業者が第四条第一項第三号から第六号までに掲げる行為をしたと認めるときは、その親事業者に対し、速やかにその減じた額を支払い、その下請事業者の給付に係る物を再び引き取り、その下請代金の額を引き上げ、又はその購入させた物を引き取るべきことその他必要な措置をとるべきことを勧告するものとする。

3 公正取引委員会は、親事業者について第四条第二項各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、その親事業者に対し、速やかにその下請事業者の利益を保護するため必要な措置をとるべきことを勧告するものとする。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律との関係)

第八条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第二十条及び第二十条の六の規定は、公正取引委員会が前条第一項から第三項までの規定による勧告をした場合において、親事業者がその勧告に従ったときに限り、親事業者のその勧告に係る行為については、適用しない。

(報告及び検査)

第九条 公正取引委員会は、親事業者の下請事業者に対する製造委託等に関する取引（以下単に「取引」という。）を公正ならしめるため必要があると認めるときは、親事業者若しくは下請事業者に対しその取引に関する報告をさせ、又はその職員に親事業者若しくは下請事業者の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 中小企業庁長官は、下請事業者の利益を保護するため特に必要があると認めるときは、親事業者若しくは下請事業者に対しその取引に関する報告をさせ、又はその職員に親事業者若しくは下請事業者の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 親事業者又は下請事業者の営む事業を所管する主務大臣は、中小企業庁長官の第六条の規定による調査に協力するため特に必要があると認めるときは、所管事業を営む親事業者若しくは下請事業者に対しその取引に関する報告をさせ、又はその職員にこれらの者の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

4 前三項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に

提示しなければならない。

5 第一項から第三項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(罰則)

第十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした親事業者の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第三条第一項の規定による書面を交付しなかつたとき。

二 第五条の規定による書類若しくは電磁的記録を作成せず、若しくは保存せず、又は虚偽の書類若しくは電磁的記録を作成したとき。

第十一条 第九条第一項から第三項までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

② 下請法の主な改正（平成以降、事項別）

（法の適用対象範囲）

ア 製造委託及び修理委託に係る親事業者、下請事業者の定義（資本金区分）の見直し

	（改正前）	（改正後）
親事業者	資本金 <u>1億円超</u>	→ 資本金 <u>3億円超</u>
下請事業者	資本金 <u>1億円以下</u>	→ 資本金 <u>3億円以下</u>
親事業者	資本金 1千万円超 <u>1億円以下</u>	→ 資本金 1千万円超 <u>3億円以下</u>
下請事業者	資本金 1千万円以下	→ 資本金 1千万円以下

※平成 11 年 12 月 3 日改正（12 年 3 月 3 日施行）

イ 法の適用対象となる取引内容の追加

- 製造委託、修理委託に加え、「情報成果物作成委託」及び「役務提供委託」を追加し、これらに係る親事業者、下請事業者を定義

（親事業者）

（下請事業者）

資本金 5 千万円超

:

資本金 5 千万円以下

資本金 1 千万円超 5 千万円以下

:

資本金 1 千万円以下

- 製造委託に「金型製造委託」を追加

※平成 15 年 6 月 18 日改正（16 年 4 月 1 日施行）

（禁止行為の追加）

- 親事業者の禁止行為として、「役務の利用強制」、「不当な経済上の利益の提供要請」、「不当なやり直し等」を追加

※平成 15 年 6 月 18 日改正（16 年 4 月 1 日施行）

（法違反に対する罰則等の強化）

ア 注文書の交付などの義務違反の罰金額を引上げ（3 万円以下→50 万円以下）

イ 違反行為に対する措置の強化

- 法違反に対して、原状回復措置のほか、再発防止措置等を勧告可能に
- 勧告に従うか否かにかかわらず企業名を公表可能に

※平成 15 年 6 月 18 日改正（16 年 4 月 1 日施行）

③ 建設業法（昭和24年法律第100号）（抄）

（建設工事の請負契約の原則）

第十八条 建設工事の請負契約の当事者は、各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行しなければならない。

（建設工事の請負契約の内容）

第十九条 建設工事の請負契約の当事者は、前条の趣旨に従って、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

一 工事内容

二 請負代金の額

三 工事着手の時期及び工事完成の時期

四 請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法

五 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があつた場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め

六 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め

七 価格等（物価統制令（昭和二十一年勅令第百十八号）第二条に規定する価格等をいう。）の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更

八 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め

九 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め

十 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡し

十一 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法

十二 工事の目的物の^{かし}瑕疵を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証
保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容

十三 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金

十四 契約に関する紛争の解決方法

2 請負契約の当事者は、請負契約の内容で前項に掲げる事項に該当するものを変更するときは、その変更の内容を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

3 建設工事の請負契約の当事者は、前二項の規定による措置に代えて、政令で定めるところにより、当該契約の相手方の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情

報通信の技術を利用する方法であつて、当該各項の規定による措置に準ずるものとして国土交通省令で定めるものを講ずることができる。この場合において、当該国土交通省令で定める措置を講じた者は、当該各項の規定による措置を講じたものとみなす。

(不当に低い請負代金の禁止)

第十九条の三 注文者は、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはならない。

(不当な使用資材等の購入強制の禁止)

第十九条の四 注文者は、請負契約の締結後、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事に使用する資材若しくは機械器具又はこれらの購入先を指定し、これらを請負人に購入させて、その利益を害してはならない。

(発注者に対する勧告)

第十九条の五 建設業者と請負契約を締結した発注者（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第二条第一項に規定する事業者に該当するものを除く。）が前二条の規定に違反した場合において、特に必要があると認めるときは、当該建設業者の許可をした国土交通大臣又は都道府県知事は、当該発注者に対して必要な勧告をすることができる。

(建設工事の見積り等)

第二十条 建設業者は、建設工事の請負契約を締結するに際して、工事内容に応じ、工事の種類ごとに材料費、労務費その他の経費の内訳を明らかにして、建設工事の見積りを行うよう努めなければならない。

2 建設業者は、建設工事の注文者から請求があつたときは、請負契約が成立するまでの間に、建設工事の見積書を交付しなければならない。

3 建設工事の注文者は、請負契約の方法が随意契約による場合にあつては契約を締結する以前に、入札の方法により競争に付する場合にあつては入札を行う以前に、第十九条第一項第一号及び第三号から第十四号までに掲げる事項について、できる限り具体的な内容を提示し、かつ、当該提示から当該契約の締結又は入札までに、建設業者が当該建設工事の見積りをするために必要な政令で定める一定の期間を設けなければならない

(下請代金の支払)

第二十四条の三 元請負人は、請負代金の出来形部分に対する支払又は工事完成後における支払を受けたときは、当該支払の対象となつた建設工事を施工した下請負人に対して、当該元請負人が支払を受けた金額の出来形に対する割合及び当該下請負人が施工した出来形部分に相応する下請代金を、当該支払を受けた日から一月以内で、かつ、できる限り短い期間内に支払わなければならない。

- 2 元請負人は、前払金の支払を受けたときは、下請負人に対して、資材の購入、労働者の募集その他建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう適切な配慮をしなければならない。

(特定建設業者の下請代金の支払期日等)

第二十四条の五 特定建設業者が注文者となつた下請契約（下請契約における請負人が特定建設業者又は資本金額が政令で定める金額以上の法人であるものを除く。以下この条において同じ。）における下請代金の支払期日は、前条第二項の申出の日（同項ただし書の場合にあつては、その一定の日。以下この条において同じ。）から起算して五十日を経過する日以前において、かつ、できる限り短い期間内において定められなければならない。

- 2 特定建設業者が注文者となつた下請契約において、下請代金の支払期日が定められなかつたときは前条第二項の申出の日が、前項の規定に違反して下請代金の支払期日が定められたときは同条第二項の申出の日から起算して五十日を経過する日が下請代金の支払期日と定められたものとみなす。
- 3 特定建設業者は、当該特定建設業者が注文者となつた下請契約に係る下請代金の支払につき、当該下請代金の支払期日までに一般の金融機関（預金又は貯金の受入れ及び資金の融通を業とする者をいう。）による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付してはならない。
- 4 特定建設業者は、当該特定建設業者が注文者となつた下請契約に係る下請代金を第一項の規定により定められた支払期日又は第二項の支払期日までに支払わなければならない。当該特定建設業者がその支払をしなかつたときは、当該特定建設業者は、下請負人に対して、前条第二項の申出の日から起算して五十日を経過した日から当該下請代金の支払をする日までの期間について、その日数に応じ、当該未払金額に国土交通省令で定める率を乗じて得た金額を遅延利息として支払わなければならない。

(指示及び営業の停止)

第二十八条 国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が次の各号のいずれかに該当する場合又はこの法律の規定（第十九条の三、第十九条の四及び第二十四条の三から第二十四条の五までを除き、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第百二十七号。以下「入札契約適正化法」という。）第十五条第一項の規定により読み替えて適用される第二十四条の七第一項、第二項及び第四項を含む。第四項において同じ。）、入札契約適正化法第十五条第二項若しくは第三項の規定若しくは特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号。以下この条において「履行確保法」という。）第三条第六項、第四条第一項、第七条第二項、第八条第一項若しくは第二項若しくは第十条の規定に違反した場合においては、当該建設業者に対して、必要な指示をすることができる。特定建設業者が第四十一条第二項又は第三項の規定による勧告に従わない場合において必要があると認めるときも、同様とする。

- 一 建設業者が建設工事を適切に施工しなかつたために公衆に危害を及ぼしたとき、又は危害を及ぼすおそれが大であるとき。
- 二 建設業者が請負契約に関し不誠実な行為をしたとき。

- 三 建設業者（建設業者が法人であるときは、当該法人又はその役員等）又は政令で定める使用人がその業務に関し他の法令（入札契約適正化法及び履行確保法並びにこれらに基づく命令を除く。）に違反し、建設業者として不適当であると認められるとき。
 - 四 建設業者が第二十二条の規定に違反したとき。
 - 五 第二十六条第一項又は第二項に規定する主任技術者又は監理技術者が工事の施工の管理について著しく不適当であり、かつ、その変更が公益上必要であると認められるとき。
 - 六 建設業者が、第三条第一項の規定に違反して同項の許可を受けずに建設業を営む者と下請契約を締結したとき。
 - 七 建設業者が、特定建設業者以外の建設業を営む者と下請代金の額が第三条第一項第二号の政令で定める金額以上となる下請契約を締結したとき。
 - 八 建設業者が、情を知つて、第三項の規定により営業の停止を命ぜられている者又は第二十九条の四第一項の規定により営業を禁止されている者と当該停止され、又は禁止されている営業の範囲に係る下請契約を締結したとき。
 - 九 履行確保法第三条第一項、第五条又は第七条第一項の規定に違反したとき。
- 2 都道府県知事は、その管轄する区域内で建設工事を施工している第三条第一項の許可を受けずに建設業を営む者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該建設業を営む者に対して、必要な指示をすることができる。
 - 一 建設工事を適切に施工しなかつたために公衆に危害を及ぼしたとき、又は危害を及ぼすおそれが大であるとき。
 - 二 請負契約に関し著しく不誠実な行為をしたとき。
 - 3 国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が第一項各号のいずれかに該当するとき若しくは同項若しくは次項の規定による指示に従わないとき又は建設業を営む者が前項各号のいずれかに該当するとき若しくは同項の規定による指示に従わないときは、その者に対し、一年以内の期間を定めて、その営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。
 - 4 都道府県知事は、国土交通大臣又は他の都道府県知事の許可を受けた建設業者で当該都道府県の区域内において営業を行うものが、当該都道府県の区域内における営業に関し、第一項各号のいずれかに該当する場合又はこの法律の規定、入札契約適正化法第十五条第二項若しくは第三項の規定若しくは履行確保法第三条第六項、第四条第一項、第七条第二項、第八条第一項若しくは第二項若しくは第十条の規定に違反した場合においては、当該建設業者に対して、必要な指示をすることができる。
 - 5 都道府県知事は、国土交通大臣又は他の都道府県知事の許可を受けた建設業者で当該都道府県の区域内において営業を行うものが、当該都道府県の区域内における営業に関し、第一項各号のいずれかに該当するとき又は同項若しくは前項の規定による指示に従わないときは、その者に対し、一年以内の期間を定めて、当該営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。
 - 6 都道府県知事は、前二項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を、当該建設業者が国土交通大臣の許可を受けたものであるときは国土交通大臣に報告し、当該建設業者が他の都道府県知事の許可を受けたものであるときは当該他の都道府県知事に通知しなければならない。

- 7 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項第一号若しくは第三号に該当する建設業者又は第二項第一号に該当する第三条第一項の許可を受けないで建設業を営む者に対して指示をする場合において、特に必要があると認めるときは、注文者に対しても、適切な措置をとるべきことを勧告することができる。

(不正事実の申告)

第三十条 建設業者に第二十八条第一項各号の一に該当する事実があるときは、その利害関係人は、当該建設業者が許可を受けた国土交通大臣若しくは都道府県知事又は営業としてその建設工事の行われる区域を管轄する都道府県知事に対し、その事実を申告し、適切な措置をとるべきことを求めることができる。

- 2 第三条第一項の許可を受けないで建設業を営む者に第二十八条第二項各号の一に該当する事実があるときは、その利害関係人は、当該建設業を営む者が当該建設工事を施工している地を管轄する都道府県知事に対し、その事実を申告し、適切な措置をとるべきことを求めることができる。

(報告及び検査)

第三十一条 国土交通大臣は、建設業を営むすべての者に対して、都道府県知事は、当該都道府県の区域内で建設業を営む者に対して、特に必要があると認めるときは、その業務、財産若しくは工事施工の状況につき、必要な報告を徴し、又は当該職員をして営業所その他営業に関係のある場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 当該職員は、前項の規定により立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。
- 3 当該職員の資格に関し必要な事項は、政令で定める。

(帳簿の備付け等)

第四十条の三 建設業者は、国土交通省令で定めるところにより、その営業所ごとに、その営業に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え、かつ、当該帳簿及びその営業に関する図書で国土交通省令で定めるものを保存しなければならない。

(建設業を営む者及び建設業者団体に対する指導、助言及び勧告)

第四十一条 国土交通大臣又は都道府県知事は、建設業を営む者又は第二十七条の三十七の届出のあつた建設業者団体に対して、建設工事の適正な施工を確保し、又は建設業の健全な発達を図るために必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。

- 2 特定建設業者が発注者から直接請け負った建設工事の全部又は一部を施工している他の建設業を営む者が、当該建設工事の施工のために使用している労働者に対する賃金の支払を遅滞した場合において、必要があると認めるときは、当該特定建設業者の許可をした国土交通大臣又は都道府県知事は、当該特定建設業者に対して、支払を遅滞した賃金のうち当該建設工事における労働の対価として適正と認められる賃金相当額を立替払することその他の適切な措置を講ずることを勧告することができる。

- 3 特定建設業者が発注者から直接請け負った建設工事の全部又は一部を施工している他の建設業を営む者が、当該建設工事の施工に関し他人に損害を加えた場合において、必要があると認めるときは、当該特定建設業者の許可をした国土交通大臣又は都道府県知事は、当該特定建設業者に対して、当該他人が受けた損害につき、適正と認められる金額を立替払することその他の適切な措置を講ずることを勧告することができる。

(公正取引委員会への措置請求等)

第四十二条 国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が第十九条の三、第十九条の四、第二十四条の三第一項、第二十四条の四又は第二十四条の五第三項若しくは第四項の規定に違反している事実があり、その事実が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十九条の規定に違反していると認めるときは、公正取引委員会に対し、同法の規定に従い適当な措置をとるべきことを求めることができる。

- 2 国土交通大臣又は都道府県知事は、中小企業者（中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。次条において同じ。）である下請負人と下請契約を締結した元請負人について、前項の規定により措置をとるべきことを求めたときは、遅滞なく、中小企業庁長官にその旨を通知しなければならない。

第四十二条の二 中小企業庁長官は、中小企業者である下請負人の利益を保護するため特に必要があると認めるときは、元請負人若しくは下請負人に対しその取引に関する報告をさせ、又はその職員に元請負人若しくは下請負人の営業所その他営業に係のある場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 3 中小企業庁長官は、第一項の規定による報告又は検査の結果中小企業者である下請負人と下請契約を締結した元請負人が第十九条の三、第十九条の四、第二十四条の三第一項、第二十四条の四又は第二十四条の五第三項若しくは第四項の規定に違反している事実があり、その事実が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十九条の規定に違反していると認めるときは、公正取引委員会に対し、同法の規定に従い適当な措置をとるべきことを求めることができる。
- 4 中小企業庁長官は、前項の規定により措置をとるべきことを求めたときは、遅滞なく、当該元請負人につき第三条第一項の許可をした国土交通大臣又は都道府県知事に、その旨を通知しなければならない。

④ 下請取引の適正化対策に関する意識調査（調査票）

【製造業の方】



総務省

下請取引の適正化対策に関する意識調査（調査票）

（ご回答に際して）

- ① いただいた回答については、現在の政府の取組の見直し、改善していくための参考とさせていただきます。
- ② 取引によっては、御社が親事業者となる場合もあるかと存じますが、記入に際しては、下請事業者の立場でご回答ください。
- ③ 御社名が外に出ることや、セールス等でご迷惑をおかけするようなことは一切ありません。
- ④ 質問は全15問で、所要10分程度です。
- ⑤ ご記入いただいた調査票は、同封の返信用封筒に入れて、切手を貼らずに、12月8日（金）までにご投函ください。

御社名			
部署名			
記入者氏名	（役職）		
電話番号		メールアドレス	

<全ての方にお伺いします>

Q 1 御社の資本金の額をお答えください。[ひとつだけ]

1. 1千万円以下 2. 1千万円超～3億円以下
3. 3億円超

<全ての方にお伺いします>

Q 2 御社の従業員数をお答えください。[ひとつだけ]

1. 20人以下 2. 21人～100人 3. 101人～200人
4. 201人～300人 5. 301人以上

<全ての方にお伺いします>

Q 3 御社の取引先事業者のうち、御社が下請事業者として、取引を行っている事業者数をお答えください。[ひとつだけ]

1. なし 2. 1社 3. 2～9社 4. 10社以上

<全ての方にお伺いします>

Q 4 親事業者から次の行為を受けたことはありますか（平成25年度以降）。あるものに○をつけてください。[いくつでも]

1. 親事業者が、発注の際に書面を交付しない	【書面の不交付】	
2. 親事業者が、市価に比べて著しく低い代金を一方的に決定する	【買ったたき】	
3. 親事業者が、下請事業者に責任（不良品等）がないのに納品物の受領を拒否する又は納品物を返品する	【受領拒否・返品】	
4. 物品（商品）を納入したが、親事業者が受領後60日を過ぎても代金を支払わない	【下請代金の支払遅延】	
5. 親事業者が、発注の際に取り決めていた下請代金を減額する	【下請代金の減額】	
6. 親事業者が、下請代金の支払いに、手形期間が120日（繊維業は90日）を超える手形を交付する	【割引困難手形の交付】	
7. 親事業者が協賛金、協力金などの名目で、金銭や役務（労務などのサービス）を提供するよう求める	【不当な経済上の利益の提供要請】	
8. 親事業者の下請法違反の行為を公正取引委員会等に知らせたことを理由に、取引数量の削減、取引停止等の不利益な取扱いをする	【報復措置】	

<全ての方にお伺いします>

Q 5 上記のQ 4の行為が、下請法（正式名：下請代金支払遅延等防止法）で禁止されていることをご存じですか。[ひとつだけ]

1. 全部知っている 2. 一部知っている 3. 知らない

<全ての方にお伺いします>

Q 6 国が下請法の仕組みや禁止行為などに関する講習会等を開催していることをご存じですか。[ひとつだけ]

1. 知っており、参加したことがある
2. 知っているが、参加したことはない
3. 知らない

<Q 6で「1. 知っており、参加したことがある」と回答された方にお伺いします>

Q 7 講習会等に参加された感想（役に立ったかどうか）をお聞かせください。[ひとつだけ]

1. 大変役に立った
2. 役に立った
3. あまり役に立たなかった
4. 役に立たなかった

<Q 6で、「2. 知っているが、参加したことはない」と回答された方にお伺いします>

Q 8 講習会等に参加したことはない理由をお聞かせください。[ひとつだけ]

1. 具体的な開催情報（日時や場所など）を知らされていないため
2. 時間帯が合わないため
3. 場所的に都合が合わないため
4. 自ら知識を習得しているため
5. 国や制度に期待していないため
6. その他（ ）

<全ての方にお伺いします>

Q 9 国等は、下請取引に関する個別の相談を受け付けるため、以下のような相談窓口等を設けていますが、利用したことはありますか。利用したことがあるものに○をつけてください。[いくつでも]

1. 公正取引委員会
2. 中小企業庁・経済産業局
3. 下請かけこみ寺
4. 商工会議所・商工会
5. 取引調査員（下請Gメン）
6. 利用なし

<Q 9で、利用したことがある方にお伺いします>

Q 10 相談窓口等を利用して、問題解決につながったと感じましたか。[ひとつだけ]

1. はい
2. 一時解決したが、再び問題が生じた
3. いいえ

<Q9で、利用したことがない方にお伺いします>

Q11 なぜ相談窓口等を利用しなかったのですか。[ひとつだけ]

1. 相談窓口等の存在を知らなかったため（知っていれば利用したと思う）
2. 相談窓口等の存在を知らなかったため（知っていても利用しなかったと思う）
3. 相談するような事案がなかったため
4. 相談すると、親事業者から取引関係を解消されるおそれがあるため（取引関係に影響なく問題解決が図られるのであれば利用したい）
5. 民間の窓口（弁護士、中小企業診断士等の専門家）の方が相談しやすいため
6. 国に相談しても解決してくれるとは思えないため
7. その他（ ）

<全ての方にお伺いします>

Q12 国の相談窓口等について、改善してほしいと思ったこと（又は改善してほしいと思うこと）はありますか。あるものに○をつけてください。[いくつでも]

1. 親事業者との交渉を自ら行うなど、もっと積極的に関与してほしい	
2. もっと短時間で結果を出すよう対応してほしい	
3. 相談した事案にどのように対応し、結果がどうなったか（途中経過を含め）連絡してほしい	
4. 一時的な問題解決にとどまらず、その後も継続してフォローしてほしい	
5. 相談して報復されたら二度と相談する気はないため、相談しても、親事業者から絶対に報復されないようにしてほしい	
6. もっと相談窓口の存在をPRするか、国の方から移動相談会のような形でもっと出向いて来てほしい	
7. 今の対応で十分	
8. 分からない（特にない）	
9. その他（ ）	

<全ての方にお伺いします>

Q13 下請いじめは減ってきていると感じますか。[ひとつだけ]

1. かなり減ってきている
2. 少しは減ってきている
3. あまり減っていない
4. 全く減っていない

<全ての方にお伺いします>

Q14 下請いじめをなくすために何が重要だと思いますか。最も重要と考えられる取組に◎を、それ以外の必要な取組には○をつけてください。[○はいくつでも]

1. 下請法をもっと周知・啓発する	
2. 親事業者の事業主や契約担当者を対象とした研修を行う	
3. 国が下請事業者を訪問するなどして、もっと問題事案を積極的にすくい上げ、解決に取り組む	
4. 親事業者への立入検査や指導を強化する	
5. 違反をした親事業者に対する制裁強化（重い不利益を受けるようにする）	
6. 国に救済を求めた下請事業者が、親事業者による報復（取引停止など）を受けないよう、国がしっかりとフォローする（ガードする）	
7. 業界内や事業者同士での解決努力（ルール作りなど）を行う	
8. 親事業者に依存せずすむよう、下請事業者が経営や技術を強化する	
9. 現在の取組で十分	
10. 特にない（下請いじめはなくなる）	
11. その他 （)	

<全ての方にお伺いします>

Q15 現在の下請法の仕組みについて、必要だと感じることはありますか。必要だとと思われることに○をつけてください。[いくつでも]

1. 法の適用対象者の範囲の拡大（例：現行では、製造委託の場合、親事業者が資本金1,000万円超3億円以下であれば、法の対象となる下請事業者は資本金1,000万以下に限られます）	
2. 法の禁止行為の拡大 （具体的に)	
3. 法違反に対する罰則の強化（現行では、書面交付等の義務違反の場合のみ50万以下の罰金。他の違反の場合、公正取引委員会による改善の勧告と公表のみとなります）	
4. 分からない	
5. その他 （)	

～アンケートは以上となります。ご協力ありがとうございました。～

【建設業の方】



下請取引の適正化対策に関する意識調査（調査票）

（ご回答に際して）

- ① いただいた回答については、現在の政府の取組の見直し、改善していくための参考とさせていただきます。
- ② 取引によっては、御社が親事業者となる場合もあるかと存じますが、記入に際しては、下請事業者の立場でご回答ください。
- ③ 御社名が外に出ることや、セールス等でご迷惑をおかけするようなことは一切ありません。
- ④ 質問は全15問で、所要10分程度です。
- ⑤ ご記入いただいた調査票は、同封の返信用封筒に入れて、切手を貼らずに、12月8日（金）までにご投函ください。

御社名			
部署名			
記入者氏名	（役職）		
電話番号		メールアドレス	

<Q9で、利用したことがない方にお伺いします>

Q11 なぜ相談窓口を利用しなかったのですか。[ひとつだけ]

1. 相談窓口の存在を知らなかったため（知っていれば利用したと思う）
2. 相談窓口の存在を知らなかったため（知っていても利用しなかったと思う）
3. 相談するような事案がなかったため
4. 相談すると、元請（元請負人）から取引関係を解消されるおそれがあるため（取引関係に影響なく問題解決が図られるのであれば利用したい）
5. 国や都道府県以外の機関の方が相談しやすいため
6. 国や都道府県に相談しても解決してくれるとは思えないため
7. その他（ ）

<全ての方にお伺いします>

Q12 国や都道府県の相談窓口について、改善してほしいと思ったこと（又は改善してほしいと思うこと）はありますか。あるものに○をつけてください。[いくつでも]

1. 元請（元請負人）との交渉を自ら行うなど、もっと積極的に関与してほしい	
2. もっと短期間で結果を出すよう対応してほしい	
3. 相談した事案にどのように対応し、結果がどうなったか（途中経過を含め）連絡してほしい	
4. 一時的な問題解決にとどまらず、その後も継続してフォローしてほしい	
5. 相談して報復されたら二度と相談する気はないため、相談しても、元請（元請負人）から絶対に報復されないようにしてほしい	
6. もっと相談窓口の存在をPRするか、国の方から移動相談会のような形でもっと出向いて来てほしい	
7. 今の対応で十分	
8. 分からない（特にない）	
9. その他（ ）	

<全ての方にお伺いします>

Q13 下請いじめは減ってきていると感じますか。[ひとつだけ]

1. かなり減ってきている
2. 少しは減ってきている
3. あまり減っていない
4. 全く減っていない

<全ての方にお伺いします>

Q14 下請いじめをなくすために何が重要だと思いますか。最も重要と考えられる取組に◎を、それ以外の必要な取組には○をつけてください。[○はいくつでも]

1. 建設業法をもっと周知・啓発する	
2. 元請（元請負人）の事業主や契約担当者を対象とした研修を行う	
3. 国が下請（下請負人）を訪問するなどして、もっと問題事案を積極的にすくい上げ、解決に取り組む	
4. 元請（元請負人）への立入検査や指導を強化する	
5. 違反をした元請（元請負人）に対する制裁強化（重い不利益を受けるようにする）	
6. 国に救済を求めた下請（下請負人）が、元請（元請負人）による報復（取引停止など）を受けないよう、国がしっかりとフォローする（ガードする）	
7. 業界内や事業者同士での解決努力（ルール作りなど）を行う	
8. 元請（元請負人）に依存せずにするよう、下請（下請負人）が経営や技術を強化する	
9. 現在の取組で十分	
10. 特にない（下請いじめはなくなるらない）	
11. その他（ ）	

<全ての方にお伺いします>

Q15 現在の建設業法の下請取引の仕組みについて、必要だと感じることはありますか。必要だと思われることに○をつけてください。[いくつでも]

1. 法違反に対する罰則の拡大（例：現行では、元請（元請負人）が書面による契約を行わない場合や元請（元請負人）が注文者から支払を受けた日から1か月以内に下請（下請負人）に代金を支払わない場合、罰則がありません）	
2. 法違反に対する処分の拡大（例：現行では、元請（元請負人）が書面による契約を行わない場合、国や都道府県は、必要な指示（具体的にとるべき措置の命令）をすることができ、指示に従わない場合は営業停止命令を行うことができます。一方、元請（元請負人）が注文者から支払いを受けた日から1か月以内に下請（下請負人）に代金を支払わない場合、国や都道府県は、勧告を行うことができますが、勧告に従わない場合、営業停止命令はありません）	
3. 建設業法への報復措置の禁止の追加（下請法（正式名：下請代金支払遅延防止法）には、下請（下請負人）が、元請（元請負人）による下請法違反行為を公正取引委員会等に知らせたことを理由に取引数量の削減等不利益な取扱いをする報復措置を禁止していますが、建設業法にはこうした報復措置の禁止に関する規定はありません）	
4. 分からない	
5. その他（ ）	

～アンケートは以上となります。ご協力ありがとうございました。～

⑤ 下請取引適正化推進講習会における定員の充足状況

(単位:人、%)

ブロック	都道府県	平成 26 年度				27 年度				28 年度			
		開催地	募集 定員	参加 人数	定員 充足率	開催地	募集 定員	参加 人数	定員 充足率	開催地	募集 定員	参加 人数	定員 充足率
北海道	北海道	札幌市	300	360	120.0	札幌市	150	140	93.3	札幌市	250	231	92.4
		帯広市	40	35	87.5	—	—	—	—	帯広市	40	36	90.0
		北見市	40	15	37.5	—	—	—	—	—	—	—	—
		—	—	—	—	旭川市	40	44	110.0	—	—	—	—
		—	—	—	—	釧路市	40	24	60.0	—	—	—	—
		—	—	—	—	—	—	—	—	室蘭市	40	41	102.5
東北	青森県	青森市	120	80	66.7	青森市	80	75	93.8	青森市	120	96	80.0
	岩手県	盛岡市	100	89	89.0	盛岡市	90	92	102.2	盛岡市	100	86	86.0
	宮城県	仙台市	200	171	85.5	仙台市	170	181	106.5	仙台市	200	169	84.5
	秋田県	秋田市	70	79	112.9	秋田市	100	88	88.0	秋田市	70	70	100.0
	山形県	山形市	100	99	99.0	山形市	150	128	85.3	山形市	100	109	109.0
	福島県	郡山市	150	160	106.7	郡山市	200	183	91.5	郡山市	150	166	110.7
関東	茨城県	水戸市	140	98	70.0	水戸市	90	71	78.9	—	—	—	—
		—	—	—	—	—	—	—	—	つくば市	140	129	92.1
	栃木県	宇都宮市	100	92	92.0	宇都宮市	170	159	93.5	宇都宮市	100	90	90.0
	群馬県	前橋市	100	93	93.0	前橋市	110	111	100.9	前橋市	100	91	91.0
	埼玉県	さいたま市	250	220	88.0	さいたま市	310	283	91.3	さいたま市	280	262	93.6
	千葉県	千葉市	180	169	93.9	千葉市	250	212	84.8	千葉市	190	178	93.7
		松戸市	130	119	91.5	—	—	—	—	—	—	—	—
	東京都	江東区	300	250	83.3	千代田区	300	276	92.0	中央区	300	270	90.0
		新宿区	300	264	88.0	千代田区	300	268	89.3	中央区	300	259	86.3
		江東区	300	270	90.0	千代田区	300	266	88.7	中央区	300	259	86.3
		千代田区	250	214	85.6	千代田区	300	236	78.7	千代田区	280	254	90.7
		千代田区	250	221	88.4	千代田区	300	214	71.3	千代田区	280	242	86.4
		—	—	—	—	千代田区	300	215	71.7	千代田区	280	245	87.5
	神奈川県	横浜市	250	229	91.6	横浜市	240	213	88.8	横浜市	250	220	88.0
		横浜市	260	242	93.1	—	—	—	—	横浜市	260	227	87.3
	新潟県	新潟市	200	139	69.5	新潟市	200	114	57.0	新潟市	200	182	91.0
山梨県	甲府市	100	92	92.0	甲府市	96	67	69.8	甲府市	100	95	95.0	
長野県	長野市	90	79	87.8	長野市	140	172	122.9	長野市	100	93	93.0	
中部	富山県	富山市	120	103	85.8	富山市	100	76	76.0	富山市	120	113	94.2
	石川県	金沢市	100	96	96.0	金沢市	100	75	75.0	金沢市	100	92	92.0
	岐阜県	岐阜市	100	85	85.0	岐阜市	130	118	90.8	岐阜市	100	85	85.0
	静岡県	静岡市	170	135	79.4	静岡市	160	97	60.6	静岡市	170	159	93.5

ブロック	都道府県	平成 26 年度				27 年度				28 年度			
		開催地	募集 定員	参加 人数	定員 充足率	開催地	募集 定員	参加 人数	定員 充足率	開催地	募集 定員	参加 人数	定員 充足率
中部	愛知県	名古屋市	300	272	90.7	名古屋市	300	274	91.3	名古屋市	300	267	89.0
		名古屋市	300	303	101.0	名古屋市	300	231	77.0	名古屋市	300	292	97.3
	三重県	津市	100	80	80.0	津市	120	113	94.2	津市	100	59	59.0
近畿	福井県	福井市	80	72	90.0	福井市	70	37	52.9	福井市	80	76	95.0
	滋賀県	大津市	150	71	<u>47.3</u>	大津市	110	101	91.8	大津市	140	90	64.3
	京都府	京都市	240	127	52.9	京都市	200	186	93.0	京都市	200	158	79.0
	大阪府	大阪市	300	258	86.0	大阪市	300	281	93.7	大阪市	300	265	88.3
		大阪市	300	275	91.7	大阪市	300	265	88.3	大阪市	300	280	93.3
		大阪市	340	151	<u>44.4</u>	大阪市	340	243	71.5	大阪市	340	263	77.4
		大阪市	340	183	53.8	大阪市	340	227	66.8	大阪市	340	250	73.5
	兵庫県	神戸市	170	155	91.2	神戸市	240	130	54.2	神戸市	170	156	91.8
奈良県	奈良市	80	26	<u>32.5</u>	奈良市	70	64	91.4	奈良市	80	25	<u>31.3</u>	
和歌山県	和歌山市	60	31	51.7	和歌山市	70	22	<u>31.4</u>	和歌山市	60	60	100.0	
中国	鳥取県	鳥取市	80	23	<u>28.8</u>	鳥取市	100	40	<u>40.0</u>	鳥取市	80	71	88.8
	島根県	松江市	100	72	72.0	松江市	100	72	72.0	松江市	100	96	96.0
	岡山県	岡山市	200	170	85.0	岡山市	200	192	96.0	岡山市	200	183	91.5
	広島県	広島市	150	104	69.3	広島市	130	131	100.8	広島市	150	138	92.0
		広島市	150	94	62.7	広島市	130	144	110.8	広島市	150	162	108.0
	山口県	山口市	150	43	<u>28.7</u>	山口市	100	54	54.0	山口市	100	111	111.0
四国	徳島県	徳島市	130	97	74.6	徳島市	100	90	90.0	徳島市	100	100	100.0
	香川県	高松市	100	107	107.0	高松市	120	121	100.8	高松市	120	116	96.7
	愛媛県	松山市	160	126	78.8	松山市	150	138	92.0	松山市	150	148	98.7
	高知県	高知市	90	64	71.1	高知市	100	78	78.0	高知市	100	81	81.0
九州	福岡県	福岡市	130	111	85.4	福岡市	125	116	92.8	福岡市	130	148	113.8
		福岡市	130	114	87.7	福岡市	125	113	90.4	福岡市	130	149	114.6
		北九州市	150	103	68.7	北九州市	150	150	100.0	北九州市	90	92	102.2
		—	—	—	—	—	—	—	—	北九州市	90	94	104.4
	佐賀県	佐賀市	70	57	81.4	佐賀市	70	54	77.1	佐賀市	70	47	67.1
	長崎県	長崎市	100	34	<u>34.0</u>	長崎市	70	65	92.9	長崎市	100	47	<u>47.0</u>
	熊本県	熊本市	80	72	90.0	熊本市	80	50	62.5	熊本市	80	53	66.3
	大分県	大分市	100	30	<u>30.0</u>	大分市	70	61	87.1	大分市	100	56	56.0
	宮崎県	宮崎市	60	41	68.3	宮崎市	60	37	61.7	宮崎市	60	61	101.7
	鹿児島県	鹿児島市	100	46	<u>46.0</u>	鹿児島市	80	74	92.5	鹿児島市	100	39	<u>39.0</u>

(注 1) 当省の調査結果による。

(注 2) 表中の は公正取引委員会が、 は経済産業省（中小企業庁）が主催したものである。

(注 3) 定員充足率（各開催地の参加人数／募集定員）が 5 割を下回っているものに下線を付している。

(注 4) ブロック分けは公正取引委員会の地方事務所・支所の管轄区域に準じているが、静岡県は、経済産業省（中小企業庁）では関東経済産業局が管轄区域としている。

⑥ 下請法の定める資本金区分から同法の適用対象外となる取引であるが、下請事業者が取引先から同法の禁止行為と同じような行為を受けているとしている事例（10事業者34事例）

(注) 実地調査において事業者から聴取した結果を基に、当省が整理した。

NO.	類型	概要
1	①書面の交付義務の違反	<p>事業者（機械器具製造業、資本金1,000万円）は、取引先（資本金1,000万円）から平成29年初めに薬品の製造装置の洗浄ユニット2機的设计・組立を受託していたが、同年9月現在、取引先から書面は交付されず、書面による契約も交わされていない。また、製造途中でスペックの向上に係る仕様の変更が複数回あり、仕様変更後の見積金額（変更前600万円→変更後900万円）を取引先に提示したが、すぐには回答が得られず、また、金額が確定した後も書面での契約は交わされなかった。</p> <p>事業者は、同年9月15日の商品の納品時点でも支払時期が示されず、適切に代金が支払われるのかなどの不安があったとしている。</p> <p>本件は、取引当事者の資本金が同額のため下請法が適用とならない事案であるが、注文内容や代金の支払期日等を記載した書面が交付されず、納品後も代金が支払われるかどうか分からない状態に置かれていたものである。</p>
2	①書面の交付義務の違反	<p>事業者（電気機械器具製造業、資本金1,500万円）は、取引先（資本金8,000万円）から電気機械器具の製造を受託しており、取引先からは、書面の発出後、すぐに作業を開始するように言われていたが、納期がある中でなかなか書面が交付されず、作業が開始できない状態に置かれた。</p> <p>事業者は、書面交付が遅れると納期までの作業時間が短くなるため、速やかに書面を交付してほしいとしている。ただし、現時点では、業務に大きな支障はないため、国に相談するなどの対応は行っていない。</p> <p>本件は、事業者の資本金が1,000万円を超え、取引先の資本金が1,000万円超3億円以下であるため、下請法が適用とならない事案であるが、納期との関係がありながら、書面の交付がなかなか得られず、短期間での作業を余儀なくされているものである。</p>
3～5	①書面の交付義務の違反	<p>事業者（金属製品製造業、個人事業主）は、取引先（資本金300万円）から金属製品の旋盤加工を受託していたが、平成29年9月から29年7月まで、取引先から、次のような行為を受けた。</p> <p>i) 書面が交付されず、納期も示されないまま、いつ納品しろと言われるか分からない状況の中で、取引先から材料が入り</p>

NO.	類型	概要
	<p>⑤買ったとき</p> <p>⑧不当な給付内容の変更・やり直し</p>	<p>次第すぐに製造し、納品できる状態にした上で、取引先からの指示に従って納品していた（①書面の不交付）。</p> <p>ii) 事業者が請求した金額を一方的に変更され、当該金額でもう一度請求をやり直すように要求された。変更後の金額は人件費も賄えない額であり、当初の半額以下にされることもあった（⑤買ったとき）。</p> <p>iii) 函面どおりに製品を製造していても途中で一方的に変更するような指示があった。また、納品した後の製品に傷があった場合の作り直しに係る費用をどちらが負担するかについての取決めがないにもかかわらず、一方的に事業者の責任とされ作り直しを命じられた。事業者としては、納品する際は、きちんと梱包し傷がつかないように最大限の注意はしているが、どこで傷がついたのか分からず、取引先からの要求をそのまま受け入れていた（⑧不当な給付内容の変更・やり直し）。</p> <p>事業者は、取引先のこれらの行為に疑問を感じながらも、起業の際、工具を調達するため、当該取引先を通じて銀行から1,000万円を借り入れていた経緯もあって受忍していた。</p> <p>本件は、取引先の資本金が1,000万円以下であるため下請法が適用とならない事案であるが、注文内容や支払条件など取引に伴うトラブルの未然防止のために交付することとされている書面がない不安定な状況に置かれ、また、買ったときや一方的な変更・やり直しを命じられ、その費用負担までさせられたものである。</p>
6	<p>⑦不当な経済上の利益の提供要請</p>	<p>事業者（金属製品製造業、個人事業主）は、取引先（資本金300万円）から金属製品の旋盤加工を受託していたが、平成27年9月から28年4月頃までの8か月にわたり、コンサルタント料名目で毎月10万円から15万円を要求され、当該金額を支払った。</p> <p>事業者は、相談した地元の商工会の助言を踏まえ、これ以降のコンサルタント料の支払を断ったが、その結果、同事業者のみが対応可能な旋盤加工を除き、取引を解消されたとしている。</p> <p>本件は、取引先の資本金が1,000万円以下であるため下請法が適用とならない事案であるが、不当な経済上の利益の提供要請に相当する行為により、8か月間で80万円超の損害が発生しているものである。</p>
7～10	<p>①書面の交付義務の違反</p> <p>②受領拒否・</p>	<p>事業者（金属製品製造業、資本金1,800万円）は、取引先（資本金3,000万円）から、金属製品の製造を受託していたが、約10年前から時々、取引先から次のような行為を受けている。</p> <p>i) 社内手続に時間を要するため、書面は後から交付するので、先に作業を行うよう要求された（①書面の不交付）。</p> <p>ii) 敷地内に製品の置き場所がないので、しばらく事業者側で保管するよう要求された（②受領拒否・返品）。</p> <p>iii) 納品後の検査、検収をすぐに行ってもらえなかったため、支払遅延が発生した（③請負代金の支払遅延）。</p>

NO.	類型	概要
	返品 ③請負代金の支払遅延 ④請負代金の減額	iv) 発注後、一方的に価格の減額を要求された（④請負代金の減額）。 取引先からの要求に対して、事業者がき然とした態度をとって反論等を行った結果、取引先が要求を取り下げたため、国に相談するなどの対応はとっていないが、取引先からの不当な要求に対応する労力が負担になっているとしている。 本件は、事業者の資本金が1,000万円を超え、取引先の資本金が1,000万円超3億円以下であるため、下請法が適用とならない事案であるが、注文内容や支払条件など取引に伴うトラブルの未然防止のために交付することとされている書面がない不安定な状況に置かれ、また、受領拒否や請負代金の支払遅延、請負代金の減額の要求まで受けていたものである。
11	⑧不当な給付内容の変更・やり直し	事業者（金属製品製造業、資本金1,800万円）は、取引先（資本金3,000万円）から、金属製品の製造を受託し、納品したが、平成29年9月、取引先から函面どおりになっていないと指摘され、仮に販売製品がリコールとなった場合には、当該費用（2,000万円程度）を事業者負担するよう求められた。 また、発注から納品までの間に製品の図面の改定があり、加工・組立てをやり直さざるを得なかったこともあったが、再加工・再組立てに要する費用を負担させられた。 事業者は、国に相談するなどの対応はとっていないが、取引先の行為がやってはいけないことと認識し、現在取引先と協議中であり、取引先からのこれらの要求に対応する労力が負担になっているとしている。 本件は、事業者の資本金が1,000万円を超え、取引先の資本金が1,000万円超3億円以下であるため、下請法が適用とならない事案であるが、一方的に変更・やり直しを受け、その費用負担までさせられていたものである。
12～13	①書面の交付義務の違反 ④請負代金の減額	事業者（電気機械器具製造業、資本金900万円）は、取引先（資本金1,000万円）から、遊技機部品の製造を受託しているが、平成27年頃から継続的に、取引先から次のような行為を受けている。 i) 製造部品の概数見積りはあるものの、正式な発注時に書面を交付してもらえない（①書面の不交付）。 ii) 企業努力で作業効率を上げて製造単価を削減すると、当該削減相当額を請負代金から一方的に減額させられている（④請負代金の減額）。 事業者は、当該事業者の売上高（約5億円）のうち約6割を当該取引先が占めていることもあり、取引の解消を恐れて、国に相談するなどの対応を行っていない。 本件は、取引先の資本金が1,000万円以下であるため下請法が適用とならない事案であるが、注文内容や支払条件など取引

NO.	類型	概要
		に伴うトラブルの未然防止のために交付することとされている書面が交付されない不安定な状況に置かれ、また、経費削減努力を台無しにするような請負代金の減額も受けているものである。
14	③請負代金の支払遅延	<p>事業者（電気機械器具製造業、資本金3,000万円）は、平成26年から27年頃、取引先（個人事業主）から照明器具の製造を受託したが、代金40万円のうち取引先からは10万円の支払があったものの、残り30万円が現在（平成29年10月18日時点）までに支払われていない。</p> <p>事業者は、取引停止のリスクを恐れて、どこにも相談せず、請負代金の支払遅延を甘受している。</p> <p>本件は、取引先が個人事業主であるため、下請法が適用とならない事案であるが、取引先から、3年近く請負代金が支払われず、請負代金がいつ支払われるのか、また、適切に支払われるのかが分からない状態に置かれているものである。</p>
15～16	③請負代金の支払遅延	<p>事業者（金属製品製造業、資本金100万円）は、取引先（資本金1,000万円）から金属製品の製造を受託しているが、平成28年11月に製品を納品したところ、取引先は検収を同年12月に実施し、代金支払は29年2月となったことで、納品から代金支払まで70日程度かかった。</p> <p>（なお、元々の当該取引先に対する支払についても、毎月25日締め、翌々月5日払いであり、納品日が26日～4日の間であった場合、代金支払までの日数が60日を超えるため、支払遅延に該当するおそれがあると思われる。）</p> <p>事業者は、取引関係に悪影響を及ぼすことを懸念して特段の対応はとらなかったが、資金繰りに苦慮したとしている。</p> <p>本件は、取引先の資本金が1,000万円以下であるため、下請法が適用とならない事案であるが、納品から代金の支払まで60日を超えており、請負代金がいつ支払われるのか、また、適切に支払われるのかが分からない状態に置かれていたものである。</p>
	⑥割引困難手形の交付	<p>事業者（金属製品製造業、資本金100万円）は、取引先（資本金1,000万円）から金属製品の製造を受託しており、その代金は手形で支払われているが、支払期日まで120日を超えているため（支払期日まで125日の手形による支払）、銀行で割引することができずに困っている。</p> <p>事業者は、取引関係に悪影響を及ぼすことを懸念して、特段の対応はとらなかったが、資金繰りに苦慮したとしている。</p> <p>本件は、取引先の資本金が1,000万円以下であるため、下請法が適用とならない事案であるが、取引先から支払期日まで120日を超える手形（一般の金融機関で割引することが困難な手形）による支払を受けているものである。</p>
17	④請負代金の減額	<p>事業者（電気機械器具製造業、資本金3,000万円）は、取引先（資本金2,000万円）から、電気機械器具の製造を受託していたが、平成26年11月、請求金額（116万4,000円）から、一方的に、「互助会費」との名目で3万4,992円（請求金額の3.0%）のほか、「事務費」名目で600円、「伝票入力費」名目で80円を負担させられた。取引先からは「他の会社からも同じ</p>

NO.	類型	概要
		<p>ように互助会費等を徴収しているため」とのことで、納得のいく説明がなかった。</p> <p>事業者は、取引停止のリスクを恐れて、どこにも相談しなかった。本件もあり、現在は当該取引先との取引は行っていない。</p> <p>本件は、取引先の資本金が事業者の資本金より小さいため、下請法が適用とならない事案であるが、納得のいく説明もなく一方的に請負代金を減額された結果、計3万5,672円の損害が発生しているものである。</p>
18	④請負代金の減額	<p>事業者（電気機械器具製造業、資本金3,000万円）は、平成26年から27年頃、取引先（資本金300万円）から照明器具の製造を受託し納品したが、あらかじめ合意した請負代金180万円を値引き扱いとして半額の90万円に減額させられた。</p> <p>事業者は、取引停止のリスクを恐れて、どこにも相談せず、渋々、減額を受け入れたとしている。</p> <p>本件は、取引先の資本金が1,000万円以下であるため下請法が適用とならない事案であるが、一方的に請負代金を減額させられた結果、90万円の損害が発生しているものである。</p>
19～20	④請負代金の減額 ⑥割引困難手形の交付	<p>事業者（電気機械器具製造業、資本金1,000万円）は、取引先（資本金300万円）から、配電盤の製造を受託しているが、平成20年度頃から現在まで、取引先から次のような行為を受けている。</p> <p>i) 取引先は二次下請で、一次下請から代金を減額されていることを理由に、繰り返し代金を減額させられている（④請負代金の減額）。</p> <p>ii) 取引先から支払期日まで120日を超える手形による支払を受けている（⑥割引困難手形の交付）。</p> <p>事業者は、資金繰りに困ることもあったが、取引先との取引を解消すると経営に影響するため、取引先が示した金額を甘受しており、国に相談するなどの対応を行っていない。</p> <p>本件は、取引先の資本金が事業者の資本金より小さいため、下請法が適用とならない事案であるが、事業者に何らの落ち度もないにもかかわらず請負代金の減額を強いられ、また、支払期日まで120日を超える手形（一般の金融機関で割り引くことが困難な手形）による支払を受けているものである。</p>
21	⑤買ったたき	<p>事業者（電気機械器具製造業、資本金3,000万円）は、取引先（資本金1億円）から照明器具の製造を受託しているが、各品目の工賃部分について、取引開始時（平成13年～14年頃）から現在まで、1～2年ごとに値下げを行うよう求められている。最近も、前年度比5%減とするように要求され、交渉で、前年度比2～3%減まで改善したものの、取引開始当初と比較すると大幅な値下げを余儀なくされている状況である。取引先は、この値下げの理由について、「他の会社にも同様に要求しているため」と説明している。</p>

NO.	類型	概要
		<p>事業者は、取引停止のリスクを恐れて、どこにも相談せず、値下げを甘受している。</p> <p>本件は、事業者の資本金が1,000万円を超え、取引先の資本金が1,000万円超3億円以下であるため、下請法が適用とされない事案であるが、納得のいく説明もなく、一方的に繰り返しの値下げを強いられているものである。</p>
22～33	⑥割引困難手形の交付	<p>事業者（機械器具製造業、資本金4,800万円）は、取引先12社（資本金1,000万円～2億6,250万円）から自動巻線機及び宛名印刷機の製造を受託しているが、十数年前から現在に至るまで、支払期日まで120日を超える手形による支払を受けている（支払期日まで130日の手形による支払1社、同150日の手形による支払11社）。</p> <p>事業者は、資金繰りに直ちに影響しなかったこと、民事上の問題として取引先との交渉で解決すべきと考え、国に相談するなどの対応は行っていない。</p> <p>本件は、事業者の資本金が1,000万円を超え、取引先12社の資本金が1,000万円超3億円以下であるため、下請法が適用とされない事案であるが、支払期日が120日を超える手形（一般の金融機関で割り引くことが困難な手形）を取引先12社から受けているものである。</p>
34	⑦不当な経済上の利益の提供要請	<p>事業者（印刷・同関連業、資本金850万円）は、取引先（資本金1,000万円）から、商業印刷の企画制作を受託しているが、平成26年度頃、取引先から受注した印刷物を制作した際、印刷ミスがあったため、刷り直しをさせられた。その際、事業者は、その取引先が広告主（発注者）の業務の手伝いのために人を派遣した際の費用（2人×3日）を、「迷惑料」の名目で負担させられた。</p> <p>事業者は、取引先からのこのような要求はよくみられることであり、要求に応じることで受注を確保するほかないと考え、国に相談するなどの対応は行っていない。</p> <p>本件は、取引先の資本金が1,000万円以下であるため下請法が適用とされない事案であるが、事業者に全く関係のない人件費を一方的に負担させられたものである。</p>